

つくば市スポーツ少年団 サッカー部規約

第一章 名称と事務所

第1条 名称は、「つくば市スポーツ少年団 サッカー部」（以下「本サッカー部」という）と称する。

第2条 本サッカー部は、事務所をつくば市体育協会内に置く。

第二章 組織

第3条 本サッカー部は、つくば市体育協会へ登録されたスポーツ少年団サッカーチームを以て組織する。

第4条 サッカーチームは12歳以下の小学生児童を以て組織する。

第三章 目的

第5条 本サッカー部は、日本スポーツ少年団の目的に従い、地域の学校活動以外に於いて、スポーツ（特にサッカー）を通じ青少年の心身の健全な育成に資する事を目的とする。また、つくば市における少年少女サッカーの健全な普及、発展を図るとともに、団員及び指導者の技術、資質の向上及び交流を図ることを目的とする。

第四章 事業

第6条 本サッカー部は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. つくば市スポーツ少年団 サッカー部 総会の開催。
2. つくば市スポーツ少年団 サッカー部主催のサッカー大会及び行事の開催。
3. つくば市サッカー協会 U-12委員会主催の大会及び行事への協力。
4. その他、本サッカー部の目的達成の事業など。

第五章 役員及び顧問

第7条 本サッカー部は、次の役員を置く。

1. 部長 1名
2. 副部長 1名
3. 理事 若干名
4. 審判部長 1名
5. 監事 1名

第8条 必要に応じ顧問を置くことができる。

第六章 役員及び顧問の選出及び任期

第9条 各役員は自推または互選により選出され、総会にて承認する。

第10条 役員は任期は2年とするが再任は妨げない。

第11条 役員に欠員が生じた時には、その補充について部長が決定する。但し、その任期は前任者の残任期間とする。

第12条 顧問は、必要に応じて部長が任命する。

第七章 役員及び顧問の任務

第13条 各役員は総会にて決定または承認された事業を執行し、併せて第三章の目的を達成するための企画運営等を行う。

第14条 役員の仕事

1. 部長は、本サッカー部を代表し、各事業を統括する。
2. 副部長は、部長を補佐し、部長の不在時にはその職務を代行する。
3. 理事は、事務局として本サッカー部の事業を運営する。
4. 審判部長は、本サッカー部が主催する大会の競技規則を決定するとともに運営に協力する。
5. 監事は、年度総会における決算報告の監査を行う。
6. 部長及び事務局は、本サッカー部の連絡業務を担当する。

第15条 顧問は、各事業を補佐する。

第八章 総会

第16条 総会は、年度総会と臨時総会があり、いずれも部長が招集する。

第17条 年度総会は、毎年度1回（4月）開催し、次の事項を審議する。

1. 事業報告及び決算報告
2. 事業計画案及び予算案
3. 役員の変更及び規約の改定
4. その他

第18条 臨時総会は、必要に応じ開催する事が出来る。

第19条 各総会は、各チームからの代表者の過半数の出席をもって成立し、議事は、出席者の過半数で決する。

第九章 会計

第20条 会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。その経費は、補助金、大会参加費、寄付金、その他の収入を以てこれに充てる。

附則

- ・この規約は平成25年4月1日より施行する。

日本スポーツ少年団指導者綱領

1. わたくしたちは、次の時代を担う子どもたちの健全育成のために努力します。
1. わたくしたちは、スポーツのもつ教育的役割を果たすために努力します。
1. わたくしたちは、子どもたちのもつ無限の可能性を開発するために努力します。
1. わたくしたちは、つねに愛情と英知をもって子どもたちと行動するよう努力します。
1. わたくしたちは、スポーツを愛する仲間とともに世界の平和を築くために努力します。

日本スポーツ少年団団員綱領

1. わたくしたちは、スポーツをとおして健康なからだと心を養います。
1. わたくしたちは、ルールを守り、他人に迷惑をかけない、りっぱな人間になります。
1. わたくしたちは、スポーツによって、自分の力を伸ばす努力をします。
1. わたくしたちは、スポーツのよろこびを学び、友情と協力を大切にします。
1. わたくしたちは、スポーツをとおして世界中の友だちと力をあわせ、平和な世界をつくれます。